



出張報告書

令和 8 年 / 月 22 日

尼崎市議会議長 様

会 派 名 無所属
 代表者氏名 池田 リナ
 出張者氏名 池田 リナ

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和 8年 1月 19日

2 結果の概要

用務先	報告事項 (この欄には要点を簡条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1 大阪府池田市 女性の活躍を応援する事業 (卵子凍結・不妊治療) 2 3 4 5
添付書類 <input type="checkbox"/> 出張報告書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	備考

3 届出事項の変更等 なし あり (内容は裏面に記載)

旅費の精算

精算額は、令和 7 年 12 月 15 日届け出た額 (580 円) と同一額である。

届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支出額	
精算額	
支出 差引額 戻入	

変更前と後の日程

10月	10日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

視察の報告書

無所属 池田 YTS

日時:2026年1月19日(月)10時~11時半

視察先:大阪府池田市

テーマ:女性の活躍を応援する事業について

(卵子凍結費用助成事業・不育症治療費助成事業・フェムケア事業)

大阪府池田市を視察しました。池田市は女性市長のもと、女性の活躍を応援する施策に積極的に取り組んでいます。女性のライフステージに応じた支援策の先進例として学びが多いです。

本視察では、卵子凍結費用助成事業・不妊・不育症支援事業・フェムケア事業について学び、女性が将来の人生設計や健康管理に主体的に向き合える環境づくりについて理解を深めました。(資料1)

まず、卵子凍結事業についてです。尼崎市では卵子凍結事業は行っていません。池田市の卵子凍結助成事業は、不妊治療を目的とするものではなく、女性が自身のライフプランやキャリア形成を主体的に選択できるよう支援する制度として位置付けられています。将来の妊娠機会を拡げる選択肢とし

て、正しい情報提供と支援の枠組みを整えることが重要な視点です。

このような動きは池田市に限らず、自治体レベルでも広がりを見せています。例えば大阪府では「早発卵巢不全患者等妊よう性温存治療助成試行事業」として、AMH検査や、早発卵巢不全と診断された方の卵子凍結を含む助成事業を実施しています。

AMH検査(抗ミュラー管ホルモン検査)とは、血液検査によって卵巢内にどの程度卵子が残っているかの目安を知ることができます。将来の妊娠可能性を考えるうえで参考となる指標の一つです。妊娠できる・できないを断定するものではありませんが、自身の体の状態を知るきっかけとして活用されています。

大阪府の事業では、大阪府早発卵巢不全患者等妊よう性温存治療助成試行事業を実施しています。若年女性が自らの妊娠可能性について知り、必要に応じて医療につなげる機会を提供することを目的としています。(資料2)

正しい知識を得るための「プレコンセプションケア講座」を受講した後に、AMH検査や卵子凍結の費用助成を受けられる仕組みが設けられています。講座受講を通じて、身体の仕組みや妊娠・出産に関する健康情報への理解を深めることも重視されています。

プレコンセプションケアとは、妊娠前から健康や生活習慣に目を向けることで、将来の妊娠や出産の結果をより良いものにするための包括的なケアを指す概念です。感染症予防、栄養管理、体調把握、AMH検査などを含む取り組みです。

続いて、不妊・不育症支援事業についてです。池田市では、不育症の治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用外の治療費用の一部を助成しています。

尼崎市では3つの事業があります。尼崎市では、不妊を心配する方へのペア検査(不妊ペア検査)助成事業・不育症治療支援事業・不育症検査費用助成事業を行っています。

1点目は不妊を心配する方へのペア検査(不妊ペア検査)助成事業についてです。不妊に悩む方が早期受診し、不妊症の早期発見・早期治療を促進しています。その経済的負担の軽減を図るため、不妊症の検査に要する費用のうち、医療保険が適用されない検査費用の一部を助成します。(資料3)

尼崎市では不妊治療の助成は実施していませんが、兵庫県では「不妊治療における先進医療費および通院交通費助成」を実施しています。

2点目は、不育症治療支援事業です。尼崎市では、妊娠しても、流産や死産を繰り返す「不育症」の検査・治療をうけられたご夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、検査・治療費の一部を助成します。(資料4)

3点目は不育症検査費用助成事業です。尼崎市では、不育症の方の経済的な負担軽減のため、現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成します。(資料5)

続いて、フェムケア事業についてです。池田市では、月経、更年期、妊娠・出産など、女性特有の健康課題に対する正しい知識の普及と理解促進を目的としたフェムケア事業が進められています。男性・女性を問わず、すべての人が自分らしく健康に過ごせる社会を目指し、女性特有の健康課題にも目を向け、悩みや不安を少しでも軽減できるようフェムケアの推進を進めています。

ダイバーシティ推進アドバイザーとして須田結花氏が務め、専門的な知見を生かした取組が進められています。アドバイザーと市が連携し、フェムケアに関する講演会の開催、全中学生を対象とした性教育の実施、さらに父親向けに性教育について学ぶ機会が設けられています。(資料6)

これらは、女性本人に限らず、パートナーや周囲の理解を深めることを目的とした取組です。

尼崎市においても、卵子凍結支援やフェムケアの推進について、市民から多くの要望が寄せられています。今回の視察で得た知見を、今後の尼崎市政に活かしてまいります。

女性の「自分らしい生き方や働き方」を応援し、女性の自己選択を支援するために、将来の妊娠・出産に備えるための卵子（未受精卵）凍結に係る費用の一部を助成します。（卵子凍結実施年度は上限20万円、以降の保管継続1年ごとに2万円（最大5年間））

市長メッセージおよび専門医からの卵子凍結やブレコンセプションケアの解説動画を作成。
卵子凍結についてのLINE相談窓口を開設（令和6年度末で終了）。



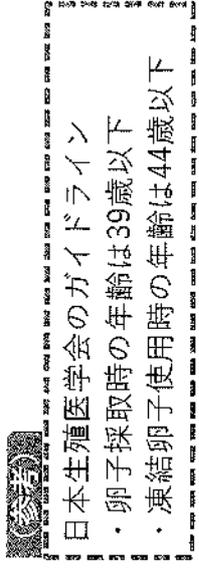
池田市HP卵子凍結費用助成事業

対象者

- (1)採卵日において18～39歳の方
- (2)未受精卵の凍結保存及び保存継続に係る一連の処置が終了していること
- (3)未受精卵の凍結保存については、日本産科婦人科学会に生殖補助医療実施登録施設として登録されている医療機関で実施していること
- (4)他の法令等の規定により、医療給付や費用助成を受けていないこと
- ※不妊症の診断を受けており、不妊治療を目的とした採卵・卵子凍結を行う方は、本事業の対象外です。
- (5)卵子凍結保存費用の場合は、採卵日、申請日、申請日ともに池田市に住民登録があり、保存継続費用については、保存継続日、申請日ともに池田市に住民登録があること
- (6)申請日において、市に納付すべき税の滞納がないこと

R6年度予算 2,550千円 【財源：一般財源】 母子保健 10件分の予算
 ・扶助費2,000千円 ・委託費550千円（動画作成、LINE相談窓口）
 Grace Bank

実績 令和6年度 3件
 大阪府→少子化対策 AMH検査



日本生殖医学会のガイドライン
 ・卵子採取時の年齢は39歳以下
 ・凍結卵子使用時の年齢は44歳以下

不育症治療助成事業について

H28～

不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため保険適用外の治療費の一部を助成します。
 (1治療期間につき助成対象費用の2分の1、30万円を上限に3回まで)

対象者

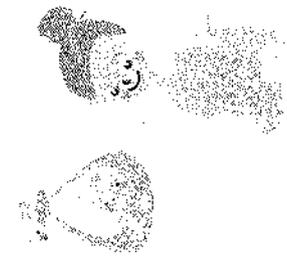
- (1)治療期間終了後1年前から住民であること
- (2)法律上婚姻していること
- (3)医療保険各法の被保険者または被扶養者であること
- (4)申請日において市に納付すべき税の滞納がないこと

R7年度予算

扶助費 600千円
 (15万円×4件)

実績

令和4年度 3件（決算額：314千円）
 令和5年度 4件（決算額：170千円）
 令和6年度 2件（決算額：242千円）



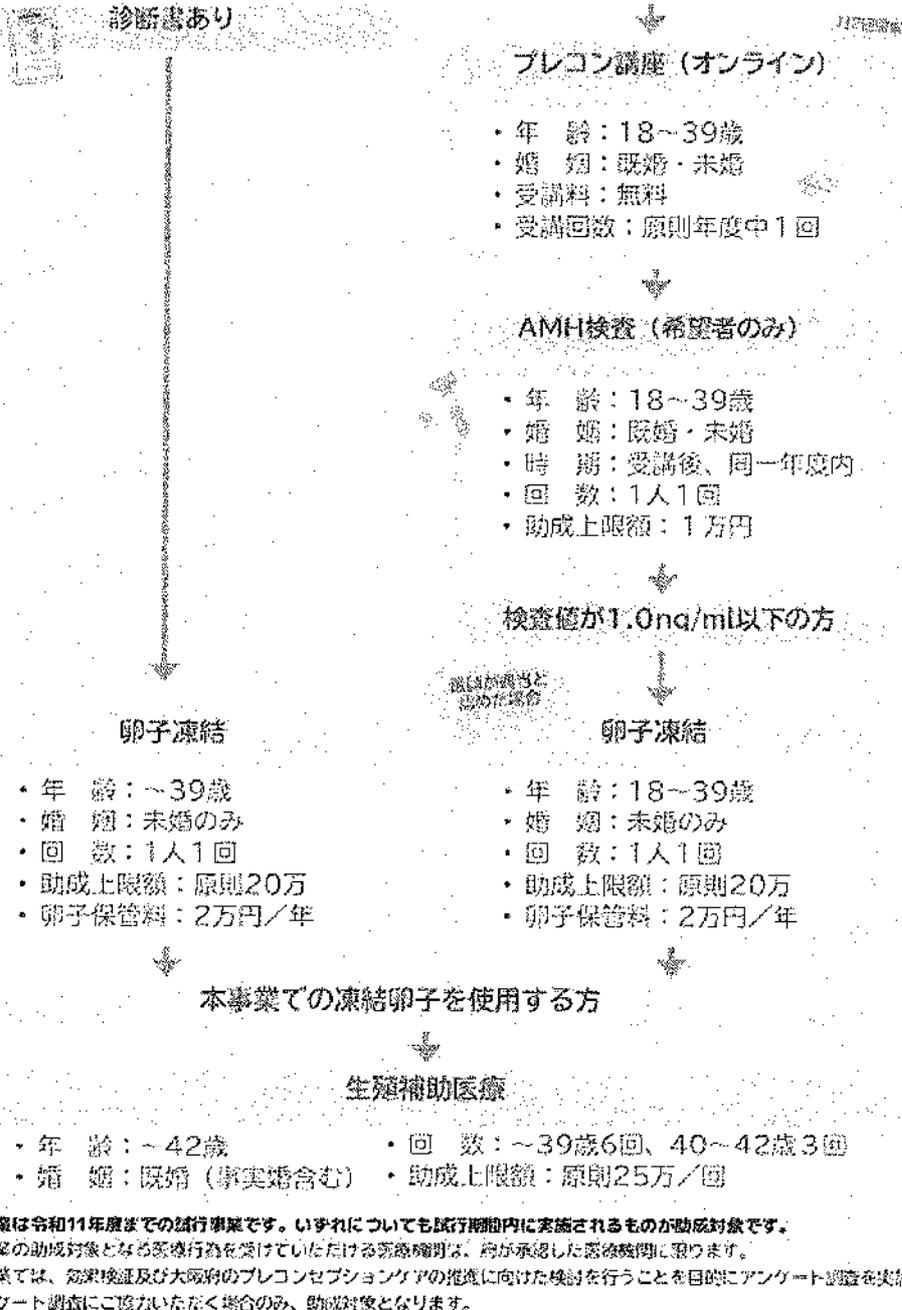
大阪府早発卵巣不全患者等妊よう性温存治療助成試行事業

【対象】府内在住女性（主に18～39歳）

事業の内容

早発卵巣不全患者の方

それ以外の方



尼崎市不妊を心配する方へのペア検査(不妊ペア検査)助成事業

尼崎市では、不妊に悩む方が早期受診し、不妊症の早期発見、早期治療を促進するとともに、その経済的負担の軽減を図るため、不育の検査に要する費用の一部を助成します。

対象者 (①～④全てに該当している方が対象)	① 尼崎市内に申請日現在、夫婦のいずれかが住所を有しており、法律上の婚姻または事実婚の夫婦であること ② 検査を行った期間の初日における妻の年齢が 43歳未満 であること ③ 夫婦そろって不妊の検査を受けた者(やむを得ず夫婦別で受診し、妻と夫の初回受診の間隔が 3ヶ月以内 の場合は可) ④ 今回の申請に係る検査について、他自治体からの助成を受けていないこと
助成内容	日本国内の医療機関で受けた、医療保険が適用されない不妊の検査に要した費用を対象とします。※検査の指定はありません。
助成額	検査に要した医療費7割に相当する額(上限額はありません)
申請期限	検査終了日から3か月以内 ※前年度の経過措置として、令和6年度に検査を開始し令和7年度に検査が終了した方については、令和7年度(4月1日から翌年の3月31日まで)が申請期限となります。
助成回数	夫婦1組に1回限り
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ● 書面での申請の場合 尼崎市保健所健康増進課 ● オンライン申請の場合 下記申請関係書類③・④・⑤を準備の上、尼崎市オンライン申請ポータルサイトにアクセス・ログインし、オンライン申請を行ってください。 
申請書配布	健康増進課及び北部・南部地域保健課
申請関係書類	① 尼崎市不妊を心配する方へのペア検査(不妊ペア検査)助成事業 申請書 ② 尼崎市不妊を心配する方へのペア検査(不妊ペア検査)助成事業 世帯調書 ③ 尼崎市不妊を心配する方へのペア検査(不妊ペア検査)助成事業 受診等証明書 ※医療機関(主治医)の記入が必要です。 ④ 領収書の原本(受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの) (診療明細書があれば明細書の原本もお持ちください)。 ⑤ 振込先のわかる通帳もしくはキャッシュカード(申請書に記入したもの) ⑥ 尼崎市に居住するご夫婦であることを証明する書類【発行後3カ月以内のもの】 (原則として続柄が記載された住民票の写しです。市で確認し、書類の提出を省略することができます。ご夫婦が世帯主でない場合、夫婦別世帯の場合、外国籍を有する場合などは他の書類が必要です) ⑦ 戸籍謄本【発行後3カ月以内のもの】及び事実婚申立書 (住民票にて法律上の夫婦であること(続柄)が確認できない場合、または事実婚の場合) ※⑥・⑦は、市で確認し書類の提出を省略できる場合があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。
支給方法	申請書等を審査し、承認したときには、支給決定日の翌月末に、口座振込みにより支給

(注) 申請書類はボールペン等で記入してください。(鉛筆、消せるペン等では受付できません。)

【申請用紙の配布のみ】

北部保健福祉センター 北部地域保健課	南塚口町2-1-1 さんさんタウン1番館5階
南部保健福祉センター 南部地域保健課	竹谷町2-183 リベル5階

申請受付・問い合わせ窓口	尼崎市保健所 健康増進課
電話	06-4869-3033 FAX 06-4869-3049
〒660-0052	尼崎市七松町1-3-1-502 JR立花駅前フェスタ立花南館5階

【尼崎市ホームページ】



尼崎市不育症治療支援事業

尼崎市では、妊娠しても、流産や死産を繰り返す「不育症」の検査・治療を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、検査・治療費の一部を助成します。

対象者 (①～④に該当している方が対象)	① 尼崎市内に住所を有し、婚姻をしているご夫婦（事実婚を含む） （当該助成に係る検査・治療日に、尼崎市民である必要があります） ② 検査・治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること ③ 2回以上の流産（生化学的流産を除く）、死産又は早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること ④ 申請に係る検査・治療について、他の自治体の助成を受けていないこと。
助成内容 対象となる 検査・治療	日本国内の医療機関で受けた、 医療保険が適用されない 不育症の検査・治療のうち、以下のものを対象とします ① 不育症の検査 ・一次スクリーニング検査 ・選択的検査（検査内容の詳細は裏面「不育症治療支援事業対象検査の一覧」参照） ② 不育症の治療 ・低用量アスピリン療法 ・ヘパリン療法（ヘパリン在宅自己注射療法・ヘパリノイドを利用するものを含む。）
助成額	不育症の検査：検査に要した保険適用外の医療費の7割 不育症の治療：治療に要した保険適用外の医療費の5割 ※保険診療分は対象外です。上限金額はありません。
申請期限	治療日の属する年度内または、検査・治療期間の末日から3カ月以内で、どちらか遅い日まで ※検査・治療の途中で43歳になられた方は、年度内にご申請ください。 ※治療が途中で年度をまたいで継続している場合は、年度ごとに申請してください。 （1年度とは、4月1日から翌年3月31日まで）
助成回数	1年度に1回（通算助成回数の制限はありません）
申請 問い合わせ先	● 書面での申請の場合 尼崎市保健所健康増進課 ● オンライン申請の場合 下記申請関係書類③・④・⑤を準備の上、尼崎市 オンライン申請ポータルサイトにアクセス・ログインし、オンライン申請 を行ってください。
申請書配布	健康増進課及び北部・南部地域保健課
申請関係書類	① 尼崎市不育症治療支援事業 申請書（ご夫婦それぞれの自署が必要です） ② 尼崎市不育症治療支援事業 世帯調書 ③ 尼崎市不育症治療支援事業 受診等証明書 ※医療機関（主治医）の記入が必要です。 ④ 領収書の原本（受診等証明書の領収年月日及び領収金額ちと一致するもの） （診療明細書があれば明細書の原本もお持ちください） ⑤ 振込先のわかる通帳もしくはキャッシュカード（申請書に記入したもの） ⑥ 尼崎市に居住するご夫婦であることを証明する書類【発行後3か月以内のもの】 （原則として続柄が記載された住民票の写しです。同意があれば市が確認し、書類の提出を省略できます。 ご夫婦が世帯主でない場合、夫婦別世帯の場合、外国籍を有する場合などは他の書類が必要です） ⑦ 戸籍謄本【発行後3か月以内のもの】及び事実婚申立書 （住民票にて法律上の夫婦であることが（続柄）が確認できない場合、または事実婚の場合） ※⑥・⑦は、市で確認し書類の提出を省略できる場合があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。
支給方法	申請書等を審査し、承認したときには、支給決定日の翌月末に、口座振込みにより支給



（注）申請書類はボールペン等で記入してください。（鉛筆、消せるペン等では受付できません。）

【申請用紙の配布のみ】

北部保健福祉センター 北部地域保健課	南塚口町2-1-1 さんさんタウン1番館5階
南部保健福祉センター 南部地域保健課	竹谷町2-183 リベル5階

【尼崎市ホームページ】



申請受付・問い合わせ窓口 **尼崎市保健所 健康増進課**

電話 06-4869-3033 FAX 06-4869-3049

〒660-0052 尼崎市七松町1-3-1-502 JR立花駅前フェスタ立花南館5階

＜不育症治療支援事業対象検査の一覧＞

一次スクリーニング	抗リン脂質抗体	抗カルジオリピン β_2 グロブリンI (CL β_2 GP I) 複合体抗体
		抗カルジオリピン (CL) IgG 抗体
		抗カルジオリピン (CL) IgM 抗体
		ループスアンチコアグラント
	夫婦染色体検査	
選択的検査	抗リン脂質抗体	抗 PEI gG 抗体 (抗フォスファチジルエタノールアミン抗体)
		抗 PEI gM 抗体 (抗フォスファチジルエタノールアミン抗体)
		抗 PS/PT 抗体 (フォスファチジルセリン依存性抗プロトロンビン抗体)
		ネオ・セルフ抗体 (抗 β 2GPI/HLA-DR 抗体)
	血栓性素因スクリーニング (凝固因子検査)	第Ⅻ因子活性
		プロテインS 活性又はプロテインS 抗原
		プロテインC 活性又はプロテインC 抗原
		APTT (活性化部分トロンボプラスチン時間)

尼崎市不育症検査費用助成事業

尼崎市では、不育症の方の経済的な負担軽減のため、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成します。

対象者 (①～④全てに該当している方が対象)	① 尼崎市内に住所を有する方 ② 流産（生化学的流産を除く）又は死産の既往が、申請に係るものを含め2回以上ある方 ③ 申請する検査費用について、他の自治体が発行する助成を受けていない方 ④ 検査結果等を尼崎市が国へ報告することに同意する方
対象検査	・流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査） ・抗ネオセルフβ2グリオブリンI複合体抗体検査 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに受けたものを助成します。 ☆以下の要件に該当する保健医療機関で受検したものに限り、 ・先進医療である当該検査を実施する保健実施医療機関として地方厚生局に届出を行っている又は承認されていること ・保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施していること 助成対象となる医療機関かどうかは厚生労働省のホームページをご確認ください。 URL : https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan02.html
助成額	助成対象検査に要した医療費7割に相当する額 上限6万円 ※保険診療分は対象外、千円未満は切り捨てとなります
受付期間	検査終了日の属する年度内または、3か月以内で、どちらか遅い日まで 令和7年4月1日から令和7年12月31日に検査が終了された方は令和8年3月31日まで 令和8年1月1日から令和8年3月31日に検査された方は検査終了日から3か月以内
助成回数	助成回数の制限はありません。
申請受付	申請受付・問い合わせの窓口は、健康増進課（下記申請受付・問い合わせ窓口参照）
申請書配布	健康増進課及び北部・南部地域保健課
申請関係書類	① 尼崎市不育症検査費用助成事業申請書（申請者の自署が必要です） ② 尼崎市不育症検査費用事業受検証明書 ※医療機関（主治医）の記入が必要です。 ③ 領収書の原本をご持参ください。 ④ 尼崎市に居住していることを証明する書類 （原則として住民票の写し（発行後3か月以内のもの）です。同意があれば市が確認し、書類の提出を省略できます。） ⑤ 振込先の口座番号を確認させていただきますので、預金通帳（またはキャッシュカード）をご持参ください。
支給方法	申請書等を審査し、承認したときには、支給決定日の翌月末に、口座振込みにより支給 （注）申請書類はボールペン等で記入してください。（鉛筆、消せるペン等では受付できません。）

申請受付・問い合わせ窓口 尼崎市保健所 健康増進課 期限内の申請が困難な場合は、事前にご相談ください。
 電話 06-4869-3033 FAX 06-4869-3049
 〒660-0052 尼崎市七松町1-3-1-502 JR立花駅前フェスタ立花南館5階

申請用紙の配布は北部・南部地域保健課でも実施しています。

北部保健福祉センター 北部地域保健課	電話 06-4950-0637 FAX 06-6428-5110	南塚口町2-1-1 さんさんタウン1番館5階
南部保健福祉センター 南部地域保健課	電話 06-6415-6342 FAX 06-6430-6850	竹谷町2-183 リベル5階

【尼崎市ホームページ】



後 70

2024年度 池田市ダイバーシティセンター フェムケアセミナー

次代を担う子どもたちの健康のために

生理、妊娠、出産、更年期と、女性の身体はめまぐるしく変化し、変化に伴って起こる不調と向き合わなければなりません。2回目となる今回のフェムケアセミナーでは、人生100年時代を生きるために、また、未来の子どもたちの健康の可能性を広げるために、大人の女性が自身の身体について正しい知識を得て行動することについて考えます。

親子での参加、男性の参加も歓迎します。皆さんの参加をお待ちしています。

日時 2024年7月13日（土）午前10時～正午

場所 池田市ダイバーシティセンター
（ツナガリエ石橋5F）

定員 50名

託児 あり（先着5名。7月6日までに要申込）

内容 第1部▶午前10時～11時／講義

講師：池田市ダイバーシティ推進アドバイザー（フェムケア担当）須田結花

第2部▶午前11時10分～正午／瀧澤市長と須田氏によるトークセッション

申し込み 7月1日（月）より

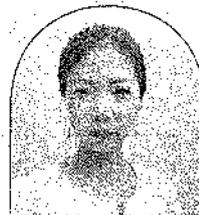
2次元コードからお申し込みください。

問い合わせ 池田市ダイバーシティセンター
（池田市石橋1-23-6 ツナガリエ石橋5F）

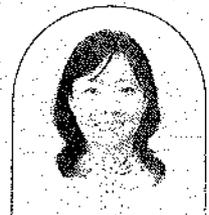
☎ 072-768-8020



SCAN HERE



須田結花氏



池田市長 瀧澤智子

講師紹介：須田結花

有限会社スペースワンヒカリ代表取締役
フェムケアラボ"RIELLA"代表

美容室を20年以上経営しながら、結婚、出産、育児。さらに乳がん・遺伝子乳がん・卵巣嚢腫など様々な女性特有の病気を克服。フェムテック、フェムケアの大切さ、女性自身が体のことを知り快適な生活を過ごし笑顔が増えるお手伝いをしたいと思い、企業内の女性の在り方や製品へのアプローチの仕方、カウンセリング、セミナー講師など幅広く活動中。